

板橋区立図書館公式ホームページ広告掲載取扱基準

(平成 26 年 5 月 27 日教育長決定)

(目的)

第 1 条 この基準は、板橋区立図書館が開設する公式ホームページ（以下「図書館ホームページ」という。）へ掲載する広告の取り扱いに関し、板橋区広告掲載要綱（平成 19 年 3 月 16 日区長決定。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(規格)

第 2 条 1 枠あたりの広告の規格は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 天地 45 ピクセル、左右 150 ピクセル
- (2) 4 キロバイト以内

(図書館ホームページへの設定)

第 3 条 図書館ホームページへの広告の設定に際しては、次の各号のとおりとする。

- (1) 広告画像の代替テキストとして、図書館ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「掲載申込者」という。）の名称に、「のバナー広告」を付す。
- (2) リンク先アドレスは、掲載申込者の指定するホームページとする。

(掲載場所)

第 4 条 広告を掲載する場所は、区が指定する場所とする。

(掲載数等)

第 5 条 図書館ホームページに掲載できる広告の数は、区が指定する枠数とする。

(取扱単位)

第 6 条 掲載申込者の 1 枠の申し込みにつき 1 口として扱う。

(掲載期間)

第 7 条 広告の掲載期間は、年度を区切りとし、1 か月以上 12 か月以内の 1 か月単位とする。

2 掲載期間中、区の都合により図書館ホームページを休止又は閉鎖したときは、その時間に応じ、次のとおり広告の掲載期間を延長する。

- (1) 24 時間を超え 48 時間以内 1 日
- (2) 48 時間を超え 72 時間以内 2 日
- (3) 72 時間を超えたとき 閉鎖した日数+1 日

(掲載料)

第 8 条 1 か月あたり、1 口 5,000 円とする。

(申込方法)

第 9 条 掲載申込者は、広告掲載申込書（別記第 1 号様式。以下「申込書」という。）に広告原稿（以下「原稿」という。）を添えて、区に申し込む。

(掲載の決定等)

第 10 条 区は申込書を受理したときは、要綱第 3 条及び同第 4 条に基づき掲載の可否を審査する。

なお、区は申込内容について、掲載申込者と協議し、変更できるものとする。

2 掲載の優先順位は、次の通りとする。ただし、同一順位の場合は、掲載希望期間の長い広告を優先する。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 公社、公益法人及びそれに類するものの広告 | 第一位 |
| (2) 公共的性格を有する私企業の広告 | 第二位 |
| (3) 区内に事業所や営業所を持つ私企業の広告 | 第三位 |
| (4) 上記以外の私企業の広告 | 第四位 |

3 前項の優先順位をもっても掲載順位が決まらない場合は、くじにより決定する。

4 第2項及び前項の規定により順位を決定した後に、広告枠に空きが生じた場合は、既に掲載している広告の順位を繰り上げて掲載することとし、新たに掲載する広告は先に掲載している広告の下部に掲載する。

(審査結果の通知)

第11条 掲載を決定したときは、掲載決定の通知（別記第2号様式）を掲載申込者に通知する。

2 非掲載を決定したときは、非掲載決定の通知（別記第3号様式）を掲載申込者に通知する。

(原稿の提出)

第12条 前条第1項の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）は、区の指定する方法により原稿を作成し、区が定める期日までに提出する。

2 区は、掲載期間満了をもって、前項の原稿の保管を終了する。

なお、原稿は返還しない。

(掲載料の納付)

第13条 広告主は、区の指定する期日までに、掲載料を一括前納しなければならない。ただし、区が特に認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第14条 区は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、または要領等に抵触していると認めたときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第15条 区は、要綱第4条第2項に定めるほか、広告主に掲載の決定を通知してから掲載するまでの間に、広告主又は広告内容が、要綱第3条第1項及び同第4条第1項に該当することとなった場合は、要綱第4条第2項により掲載の決定を取り消すことができる。

(掲載期間の短縮)

第16条 広告主は、掲載期間の短縮を申し出ることができる。ただし、掲載料の日割計算は行わない。

(適格請求書の交付)

第17条 区は、広告主から消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項の規定による適格請求書の交付の求めがあったときは、適格請求書（別記第6号様式）を当該広告主に交付する。

(広告掲載料の還付)

第 18 条 区は、既納の広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責務)

第 19 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿の作成経費は、広告主が負担する。

(委任)

第 20 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、中央図書館長が定める。

付 則

この基準は、決定の日から施行する。

付 則 (平成 31 年 4 月 26 日教育長決定)

この基準は、教育長決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。